

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。  
また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

## 制度・業務

### 住宅 交野市住宅取得流通促進支援事業補助金

市では、これまで「同居・近居促進事業補助金」と「中古住宅流通促進・リフォーム等補助金」の2つの補助制度がありましたが、令和4年度からこれらを統合し、新たに「住宅取得流通促進支援事業補助金」を創設しました。

新たな制度では、住宅の取得(購入以外にも相続や譲渡を含む)を基本に、これまでの補助制度の対象要件などを継承しつつ、適用条件を積み上げ方式とすることで、より幅広く手厚く補助します。また、新婚世帯の要件を満たした場合には、積み上げにより算定された補助額が倍額となり、最大で70万円の補助金を交付します。

☎ 都市計画課 ☎ 892-0121

### 防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60cm以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60cm以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量のフェンスとすること

※高さはいずれも道路面からの高さです。

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

申込・☎ 開発調整課 ☎ 892-0121

### 防災 木造住宅耐震化補助制度

#### 耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

#### 耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度  
工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度  
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却補助制度 上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 開発調整課 ☎ 892-0121

### 農業 農業者のための経営所得安定対策

主食用米を作付けしない水田で、販売目的で野菜などの作物の生産を行う農業者に対し、国から面積払いで交付金を交付します。制度詳細・営農計画書は、水田の所有者・耕作者に5月から順次郵送しています。届かない場合はお問い合わせください。

申込・☎ 営農計画書に必要事項を記入・押印し、5/25(水)までに農業再生協議会事務局(農政課) ☎ 892-0121



### 福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400

### 福祉 自発的活動支援事業

障がい者の日常・社会生活での「社会的障壁」を除去する取組に補助金を交付します。

対象 市内の障がい者やその家族、おおむね10人以上の地域住民団体

補助額 3万円(定数6事業。事業終了後に交付)

実施期間 決定通知後から令和5年3/31まで

申請書の配布 5/2(月)から障がい福祉課、ホームページ

申込・☎ 5/31(火)〈消印有効〉までに郵送・持参で障がい福祉課 ☎ 893-6400

〒576-0034 天野が原町5-5-1

### 福祉 成年後見制度の支援促進へ中核機関を開設

市では、成年後見制度等をはじめ、本人の意思を大切に、尊厳ある生活を守る地域連携ネットワークを運営していくため、福祉総務課内に中核機関を設けました。認知症や障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を守り、住み慣れた地域で暮らし続けられる支援をしていきます。「認知症の親のために親の口座から預金を下ろしたい」「福祉サービス利用の契約や内容の確認をしたい」「本人にとって不利益な契約を結んでしまった」等、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

☎ 福祉総務課 ☎ 893-6400

## 税・保険・年金

### 税 市税の納期限

固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)第1期分の納期限は5/31(火)です。期限までに納めてください。

☎ 税務室 ☎ 892-0121

### 税 市税の減免

次の事情により納税が困難になった場合は、一定要件により市税が減免される場合があります。要件等の詳細はお問い合わせください。

市・府民税 生活保護受給、火災等の災害、失業(自己都合除く)や休業業など

固定資産税・都市計画税 生活保護受給、火災等の災害など

軽自動車税(種別割) 生活保護受給、障がい者認定、公益専用車両など(4/1現在で要件を満たしていることが条件)

申請期限 各税金の納期限

※すでに納付した税額は減免対象外になります。

☎ 税務室 ☎ 892-0121

### 年金 ご存じですか? 国民年金の各種制度

#### 任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受け取る年金)は、40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳まで任意加入し保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受ける資格は、原則10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。※対象は、昭和40年4/1以前生まれの人に限り

#### 付加保険料制度

申請により、国民年金の保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

#### 産前産後保険料免除制度

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から申請できます。

申請書のダウンロード <https://www.nenkin.go.jp>

☎ 枚方年金事務所 ☎ 846-5011

医療保険課 ☎ 892-0121

## 募集

### 福祉 赤十字活動資金の募金にご協力ください

毎年5月・6月の赤十字運動月間を中心に、活動資金の募金を行っています。活動資金は日本赤十字社が行うさまざまな人道的活動に使われます。みなさんのご支援をお願いします。

☎ 福祉総務課 ☎ 893-6400